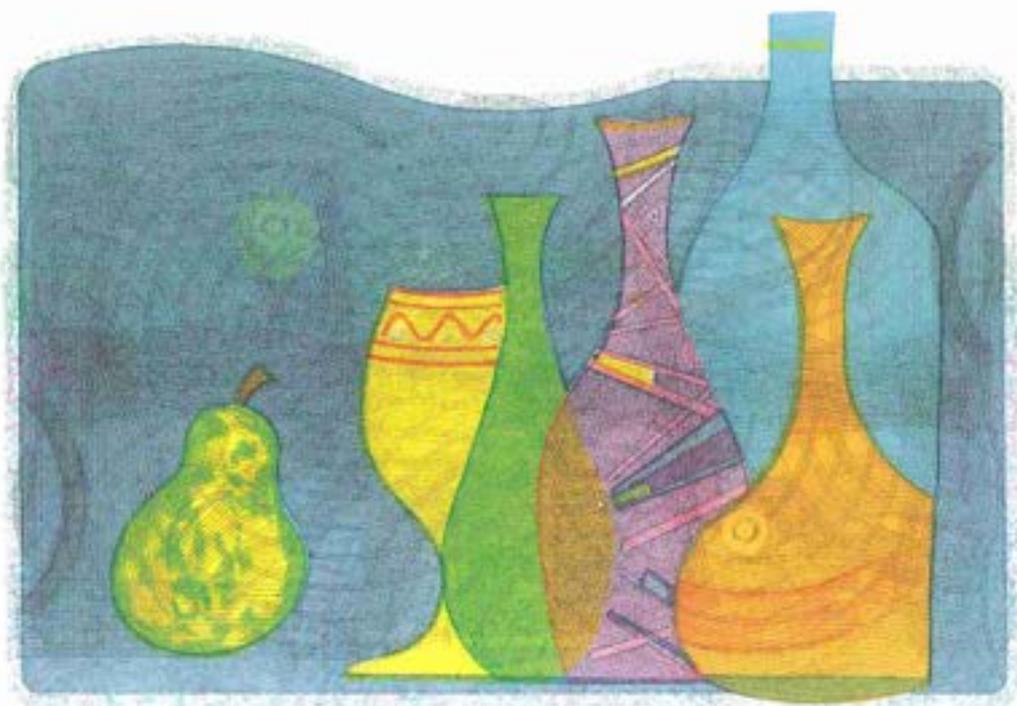


# ちくし 法律事務所

The guardians of Rights

2014 SUMMER NEWS



La France Keisuke Obba ©

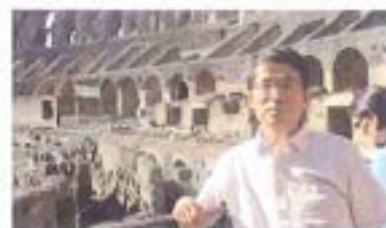
「溢れ出る、甘い香りのリズム…」

ペーパー・スクリーン版画 大場 敬介

わが事務所はことし30周年の節目です。裁判所のない地域での開設は全国的にも先駆的なもの。地域のニーズに応え、弁護士7人事務局9人にまで成長することができました。ひとえに皆様のご愛顧によるもので、心より感謝申し上げます。

弁護士の仕事は古代ローマ時代からあり、債権・債務や離婚・相続の問題はあまり変わっていません。他方で、時代の影響を受ける問題もあります。平和と人権、原発と環境、雇用と生活、高齢者や患者の権利擁護などの課題は時代が解決を要請しています。

わたくしたちは今後とも地域に根ざしつつ、これら時代の要請にも応えていく所存です。さらなるご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士  
浦田 秀徳

Hidenori Umeta

# 寄稿

## 「やっと見つけた私らしさ」



ナガタ建設株式会社 総務部長

淀川 洋子

Yoko Kawakami

山深く自然豊かな田舎町に生まれ、来年で還暦を迎える年齢になりました。年齢のせいでしょうかこの頃いつも思いつく事は子供の頃にたくさん遊んだ中での出来事や日々の暮らしの中で父や母がさりげなく伝えてくれたたくさんの事がらです。そしてその数々の経験が今の私の根っここの大部分を創ってくれているようにも思います。

早くに結婚をし、子育て・仕事・家の事に追われそのどれもが大切でしたが、しわよせは家事や子育てにきてその事が出来ない自分を責めて過剰にしていたように思います。建築会社の経理を仕事として32年が経ちました。この年齢になりいるんなことに苦しんでいた自分だからこそお伝えできることが

たくさんあることにやっと気づきました

た。高度成長期の中で家は建てる事が目的になっていてその先にあるものが見えづらい時代だったように思います。そしてそれは更に私たちが父母たちから教わったたくさんのことを伝えていないことに気づくことにもなりました。箱の中に詰めたいものは「私らしい暮らし方」そんな事をお客さまと一緒に考えていくことをこれからの人生の目標にして、お迎えが来てあちらへ置く瞬間が仕事の終わりであると考えられるようになりました。男女参画を国が唱え男女がそれぞれの良さを出しあいながら協力していく事が益々重要な時代になりました。そんな中で「おばあちゃんの知恵袋」として生きていく事がやっと見つけた私らしさです。

事務所です。これまでもたくさんのアドバイスをいただき事件解決にもお力添えをいただいております。また中小企業家同友会の中でも稲村・浦田両弁護士とのご縁をいただき、その長い付き合いの中でいつも感じさせていたでいるのが「あたたかさ」です。弁護士というとなんとなく近寄り難さがありますがそれを感じることもなくお話をしていたたく事にいつも感謝をいたしております。

また、仕事の中で起きた事柄を記録に残していく事の重要性を改めて教えて頂きました。今後とも地域に根差し地域を支え地域とともに前進する弁護士事務所であることを心より祈念いたします。

### プロフィール

1955年 兵庫県生まれ

平成24年ナガタ建設リフォーム部門

イエノコト聯合設立代表を兼務現在に至る

# 寄稿

## 「将来の福祉や介護を担う、若き学生たちに想う」

西南学院大学・筑紫女学院大学非常勤講師

田中 茂實

Shigenori Tanaka



私が稲村先生や浦田先生と初めてお会いしたのは二十

十数年前、稲村法律事務所から筑紫共同法律事務所と名称変更された前後である。現在のちくし法律事務所は、筑紫・朝倉地域を中心とした地域の生活者のための法律事務所として、一方では、じん肺、ハンセン病、等々の社会問題に取り組む福岡県内有数の法律事務所として発展を遂げられた。

その間、私は筑紫野市役所で主に福祉の仕事に従事し、ちくし法律事務所が地域の福祉を支える確かな存在であることを実感してきた。現在、六三歳、大学で非常勤講師として福祉の専門職を育てる仕事の一端を担わせてもらっている。

こうした道を考え始めたのは五〇歳を過ぎてからだだった。当時、私は、福祉の仕事をする上での自からの能力の限界と、福祉のプロの人材養成の必要

性を痛感していた。二〇〇五年、大学時代の恩師と友人に誘われ、佐世保市にある大学院の門を叩いた。以後5年間、市職員と大学院生の二足のわらじを履くこととなった。わずかな睡眠時間を、盆も正月も机に向かう日々は、それまでの人生で最も濃密な時間であったと同時に、学問の深さと研究の厳しさ、挫折も味わうこととなった。そうしたなか、「福祉の現場を永年経験した者だからこそ、福祉専門職を養成する大学教育でできることがある」との確信も芽生えた。幸い縁あって、大学院満了と同時に大学で教鞭をとることとなった。

今日、年金・医療・介護などの財源をめぐる問題が議論される一方で、福祉や介護のプロが必要とされる領域は社会の中でこそ野を広げつつある。しかし、こうした仕事は3K職場と揶揄され（事実であるが）、福祉学科の学生が福祉の職場に就職する率は低い。学生からは「卒業後、福祉の方に進む

のか、一般の会社に就職するのか」との相談を受ける。そんな時、私は「福祉の職場にこだわる必要はない。一般の会社でも福祉学科で学んだことは活かせる。」と応えている。

私が福祉系大学を卒業した一九七〇年代、福祉の職に就くには自己犠牲覚悟で民間施設に身を投じるか、公務員になるかで、就業者数の正式統計もない少数者の職域だった。今や、福祉・介護の就業者数は、医療分野も含めた総数約七〇〇万人のうち半数に迫っている。昔のように「自己犠牲の覚悟」をした者ではなく、多くの若い世代が安心して就ける職域でなくてはならない。しかし、福祉の職場にためらい、進路に悩む学生がほとんどなのである。就業する人材を確保できなければ、良質の福祉・介護は望むべくもない。福祉専門職をめざす学生たちに、昔と同じような選択を強いる福祉や介護であってはならない。

プロフィール  
社会福祉士、介護支援専門員  
2010年筑紫野市役所退職  
大学の非常勤講師として、社会福祉援助技術、社会福祉実習などを教えている。

## 正当な賠償金を求めて



弁護士  
井上 茉彩

Mai Isono

道路の左側を原動機付自転車ですり抜けていたところ、前方を走っていた車が突然減速しながら左側に寄ってきました。相談者Kさんは、慌ててブレーキをかけてハンドルを左に切りました。しかし、間に合わず衝突し、宙を舞って前方へ投げ出されてしまいました。Kさんは、両手を骨折する重い傷害を負いました。

加害者は、当初は誠実に謝罪してくれていました。しかし、加害者が加入していた保険会社から、「この事故はバイクの方に過

失がある。自費で治療してください。」と言われてしまいました。Kさんは、長く自費での治療を余儀なくされました。

約7ヶ月の治療、2回の手術を行いました。医師から重い後遺症が残るそうだと告げられたため、ちくし法律事務所へ相談に來られました。

「動いていた者とおしの事故なので、私に少しの過失もないとは思っていません。過分に要求するつもりはないのですが、後遺症まで残るとなれば将来のことが心配で。正当な金額をいただきたい、それだけです。」

さっそく警察が作成した書類を取り寄せたところ、加害者が事故直後、自分が左に寄って行った、考え事をしながら運転していたと説明していたことが分かりました。

裁判の中で、相手方は、「バイクのスピードオーバー、前方不注意」などと主張し、全面的に責任を否定しました。また、車道外側線の左側は車両の走行が禁止されているため、Kさんに交通違反があると主張しました。

私たちは、警察が作成した書類や加害

者側の調査会社の報告書などを丁寧に読み解き、加害者が事故当時左に寄って行った事実を証明しました。また、田中弁護士顧問先から自動車教習所の教本をいただき、自動車学校で「車道外側線の左側は通行してよい」と教えていることを明らかにしました。

その結果、裁判所は、事故の原因は、加害者が後方確認不十分なまま左へ寄ったことにあると認め、加害者に8割の過失があることを認めてくれました。

相手方からは控訴されましたが、当方の主張は高等裁判所でも認められ、相手方の過失を8割とする内容の和解を成立させることができました。事故の責任が真向から争いとなった事案において、当方の主張がほぼ全面的に認められる結果となりました。

相手方の対応によっては時間がかかってしまうこともありましたが、被害者の方に正当な賠償金を受け取っていただきたい。これからも、このようなお手伝いができればと思っています。



弁護士  
稲村 晴夫  
Haruo Inoue

今年前半の近況報告

①「男はつらいよ」四八作

全作作品をビデオ鑑賞

②池波正太郎「真田太平記」一二巻を読了

③九重の平治山に登り、山肌をピンクに染める

ミヤマキリシマの美しさに感動

④地域の九条の会や革新懇の学習会にて特定

秘密保護法・憲法改正・集団的自衛権について講演

⑤庭にトマト・ゴーヤ・キュウリなどを植えて

家庭菜園を楽しむ



弁護士  
吉野 隆二郎  
Ryuzo Yoshino

ないという異例の状態が続いています。

長崎地裁が開門を差し止める仮処分決定を出

したことにより、事態がいかにも混乱している

ように見えますが、実際はそうではありません。

農業者に被害が出ないような方法で、国が開門す

ればいいだけのことなのであり、国も対策工事に

よって被害は生じないと言っています。

漁業被害は年々深刻になっています。

国にすみやかに対策工事を進めるために、こ

れからも運動を続けるとともに、法的手段を講じ

ていきます。



弁護士  
追田 登紀子  
Fumiko Tsukamoto

いじめ問題のご相談をよく

受けるようになりました。い

じめをなくすためには、いじめ

には直接かわからずに見守る人たちが、「やめて」

との声を出すことの重要性を痛感しています。

国家安全保障会議、特定秘密保護法、憲法9条

の解釈改憲。どんどんと進められる戦争への準備

に、「やめて」との声を、どうあげることができると

だろうか。白問白答の毎日です。



弁護士  
田中 謙二  
Kenji Tanaka

事件解決のために地域の  
方々と連携することが増えま  
した。例えば、相続事件で不

動産業者の方に不動産の売却をお願いしたり、人

損事故について医師の方の意見を伺ったり、建築関

係事件での疑問点について建築業者の方から説明

をいただいたり。

誰かのお困り事について、地域の方々と連携させ

ていただきながら、よりよい解決を実現する。その

ために、私は、今夜もどこかで、地域の方々と美味

しいお酒を飲んでいるのです。



弁護士  
森 俊輔  
Shunro Mori

若い時の苦労は買ってでも

せよ。すすんで苦労しなさい

という先人の教えです。た

だ、私自身が、苦労だと感じては、出会った

方に前向きになっていただけません。そんな気がし

ています。弁護士という仕事は、苦しみの中にい

る方と出会うことが多くなります。これからも、

皆様の苦しみをぐっと受け止めて、笑顔をお忘れ

ず、前向きに進む弁護士でありたいものです。

ちなみに、ここ最近で私が最も苦労したことは、

この原稿を書き上げることです(笑)

## 「行ってみたいところ」

\*日本のマチユビチユ、兵庫県にある竹田城跡です。

なかなか行けないので、代わりに大分の岡城で癒されています。



(原田)

\*屋久島に行きたいです。神秘的森を歩いて、縄文杉を見て、癒しとパワーをもらいたい。(堀下)

\*稲垣美穂さん著「フィンランド語は猫の言葉」を読んで以来、いつか行きたい北欧。オーロラも観てみたい。(入江)



(入江)

\*広い広いこの世界のどこかにきつとあるアンパンマンワールドに行ってみたい。勇氣と元気が湧いてくるジャムおじさんのパンが食べたい。(柴田)

\*世界最大の滝・イグアス!! ナイアガラの滝に感動していたら、イグアスの滝に行ったことのある友達にクスツと笑われた... 世界最大の滝イグアスを見てみたい。(原)

\*海のきれーいなどころに行つて、ほーつと何も考えず自然の偉大さを感じて過ごしたいです。(吉田)

\*四万十川でカヌー、屋久島でトレッキング、与論島でマラソン... まずは、こつこつ体力作りからです。(藤)

\*アートの島、瀬戸内海に浮かぶ「直島」。光と空間の中でゆつくり時間を過ごしたいです。(行田)

\*暑い夏になると、涼しい北の大地が恋しくなります。

大自然に囲まれながら、冷たいアイスを食べたいな〜 (佐々木)



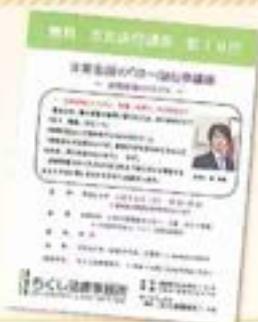
## 市民法律講座のご案内

ちくし法律事務所では、平成23年秋から「市民法律講座」を定期的で開催しています。身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか？

どなたでも参加でき、**受講は無料**です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。平成26年後期の日程や会場は次のとおり予定となっております。

②、③の会場については、まだ予約ができていませんので、変更の可能性があります。ちくし法律事務所のホームページ(「地域への取り組み」)で確認していただくか、お電話(092-925-4119)にてお問合せいただくと確実です。

- ①平成26年9月25日(木) 19時〜 太宰府市・いきいき情報センター 弁護士森俊輔による「労働現場のトラブル」の講座
- ②平成26年11月18日(火) 19時〜 大野城市・まどかびあ 弁護士井上栄彩による「家族をとりまく法律問題」の講座
- ③平成27年1月22日(木) 19時〜 筑紫野市・生涯学習センター 弁護士田中謙二による「相続」の講座



## ちくし法律事務所 創立記念無料法律相談のご案内

9月29日から10月3日まで、創立記念の無料法律相談週間です。相談をご希望の方は、予約のお電話をお願いいたします。

## ちくし法律事務所 CHIKUSHI LAW OFFICE



〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号  
 代表TEL 092-925-4119  
 代表FAX 092-925-4127  
 URL <http://www.chikushi-lo.jp/>